

令和8年第4回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年4月27日(月) 開会 午後 1時59分

2. 開催場所 入間市役所 B棟5階 全員協議会室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 6番 宮岡康光 7番 上原和子

8番 中村勝雄 9番 荻野 実 11番 野村雅紀

4. 欠席委員(1人)

5番 清水裕司

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江

第2 議案第1号 入間市農業委員会職員の任免について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

報告第1号 農地賃貸借合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 岩田 浩 田中 勲

宇津木保男 齋藤 勲

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 新 宜之

主 幹 河西 多郎

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員8名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第4回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、5番 清水裕司委員、大室芳子推進委員です。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、1番 小澤正幸委員、2番 宮岡幸江委員、以上2名を指名いたします。

○議長

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第4号につきましては、中村勝雄委員に対し、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 入間市農業委員会職員の任免について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、入間市農業委員会職員を令和8年4月1日付けで下記のとおり任免する。令和8年4月27日提出、入間市農業委員会。

記

1、 事務局長、晝間 拓哉、入間市農業委員会事務局長を解く。

2、 事務局長、新 宜之、入間市農業委員会事務局長を命ずる。

以上、任免でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、新しく農業委員会職員となりました新事務局長から一言ごあいさつをお願いいたします。

○新事務局長

皆さん、こんにちは。この度4月の人事異動で、農業委員会事務局長を拝命しました、新宜之と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

以前は、農業振興課に所属をしておりました。その際には、除外案件、中間管理事業など、皆様には大変お世話になりました。

今後は事務局として少しでも皆さんのお役に立てるよう勉強しながら、農業の最適化に向けた農業委員会の円滑な運営に向けて、尽力して参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

新事務局長には、一日も早く農業委員会の仕事になれますよう、期待しております。よろしく申し上げます。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。議案第2号の1番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

4月20日に、宇津木推進委員と一緒に現地を確認しました。

申請地は案内図のとおり、宮寺・二本木地区センター二本木分館西側にある農地です。

申請者は、市内の会社員です。

申請地は現在休耕地となっておりますが、許可後は野菜畑並びに果樹畑として利用する計画とのことでした。なお、申請者は農地を所有しておらず耕作は行っておりませんが、事前相談時に過去に農業経営があることや、営農計画書や経緯理由書等により具体的な営農計画が示されている事の説明がなされております。また農機具所有状況についても、ほぼ今まで利用した機材を生かすことができるとのことでした。

以上の説明内容などから、今後耕作することには支障ないと思われますが、ご審議の程宜しく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

4月20日、清水委員と一緒に現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号1番について、ご説明申し上げます。

申請は、農業を新たに行うための農地の借入でございます。

農地法第3条の許可検討事項について説明いたします。

清水委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日であり、申請地を含めた耕作面積は、1,286㎡となります。

申請地の耕作状況は、現在休耕地となっておりますが、許可後は、野菜畑並びに果樹園として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われれます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。議案第2号の2番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

4月20日に、宇津木推進委員と一緒に現地を確認しました。

申請地は、案内図のとおり、宮寺・二本木地区センター二本木分館西側にある農地です。

申請者は、市内のNPO法人の構成員です。

申請地は現在野菜畑となっておりますが、許可後も引き続き野菜畑として利用する計画との事でした。なお、申請者は農地を所有しておらず耕作は行っておりませんが、事前相談時に営農計画書や経緯理由書等により具体的な営農計画が示されておりました。また、申請者はNPO法人において社会福祉事業に伴う農作業を農地所有者や農地借受人の指導の下5年ほど従事した経験があり、その経験を活かし耕作を行いたいとのことでした。借入後においても、農業者からの支援をいただけるとのことであり、農機具所有状況についても、既存で利用した機材を利用するとのことでした。

以上の説明内容などから、今後耕作することには支障ないと思われませんが、ご審議の程宜しくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

4月20日、清水委員と一緒に現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号2番について、ご説明申し上げます。

申請は、農業を新たに行うための農地の借入でございます。

農地法第3条の許可検討事項について説明いたします。

清水委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、

1,958㎡となります。

申請地の耕作状況は、現在野菜畑となっておりますが、許可後も引き続き野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明をお願いします。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。議案第2号の3番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

4月22日に、的場推進委員と一緒に、申請地の状況を確認してきました。

申請地は案内図のとおり、寺竹東桂地区にある農地です。

申請者は、住所地並びに入間市内にて野菜栽培を行う広域の認定農業者です。

申請地は現在休耕地となっておりますが、許可後は野菜畑として利用する計画との事でした。

現在の農地の状況や農機具所有状況などから、耕作することに支障ないと思われますが、ご審議の程宜しくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

4月22日に、野村委員と一緒に現地を確認しました。野村委員の説明の通り、支障はないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第2号3番について、ご説明申し上げます。

申請は、農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

野村委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、12,819㎡となります。

申請地は野菜畑として利用されておりましたが、許可後は野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま

す。このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、4番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明をお願いします。

○農業委員9番(荻野実君)

9番、荻野です。議案第2号の4番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

4月23日に、岩田推進委員とは別々に、申請地の状況を確認して参りました。

申請地は案内図のとおり、大森通り西側、宮寺・二本木地区センター北側にある農地と、不老川北側の譲受人宅前の農地で、周辺は農地が広がる区域です。現在、休耕地並びに野菜畑となっておりますが、両畑とも管理が良く行き届いており、許可後は野菜畑として利用する計画との事でした。

申請者は、地区内にて野菜並びにお茶を3.4ヘクタールほど耕作する基幹農家です。

現在の農地の状況や農機具所有状況などから、耕作することには支障ないと思われますが、ご審議の程宜しくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

4月24日、現地を確認しました。荻野委員の説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第2号4番について、ご説明申し上げます。

申請は、農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

荻野委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、先程の荻野委員の説明のとおりです。

申請地は休耕地でしたが、許可後は野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当8番、中村勝雄委員、説明を願います。

○農業委員8番（中村勝雄君）

8番、中村です。議案第3号の1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

4月25日に、田中推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は案内図のとおり、宮寺交番南側にある農地です。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。農用地区域から除外された農地であり、周辺農地に影響が無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

4月24日、中村委員とは別々に現地を確認して参りました。

中村委員の説明のとおり、支障ないかと思われまますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号1番について、ご説明申し上げます。

申請は、議案書申請理由に伴う児童福祉施設建設のための農地転用許可申請です。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地は、農用地区域内であったため、令和7年5月の農業委員会において、農業振興地域

整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和7年11月28日付で、農用地区域から除外されております。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地となることから、第1種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地を公益性が高いと認められる事業のなかで、土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業に供する場合」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続いて都市計画法においては、同法第34条第1号に合致し、開発許可相当（同法第29条）と判断されております。

このことから、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響が無いものと判断されれば、許可しえる状況です。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員4番（中島伸吉君）

4番、中島です。議案第3号の2番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

4月22日に、豊泉推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、根通り南側にある農地です。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなりま

す。周囲は宅地化が進んだ場所であり、規模も過大ではなく、周辺農地に影響が無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われますが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

4月25日、現地を確認しました。中島委員の説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号2番について、ご説明申し上げます。

申請は、議案書申請理由に伴う駐車場設置のための農地転用許可申請です。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、3番を議題といたします。

担当8番、中村勝雄委員、説明を願います

○農業委員8番(中村勝雄君)

8番、中村です。議案第3号の3番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

4月25日に、田中推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、北中野集会所近くにある農地です。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。周囲は宅地化が進んだ場所であり規模も過大ではなく、周辺農地に影響が無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しく願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(田中勲君)

宮寺地区推進委員の田中です。

4月24日、中村委員とは別々に現地を確認して参りました。

中村委員の説明の通り、支障ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第3号3番について、ご説明申し上げます。

申請は、議案書申請理由に伴う自己用住宅建築のための農地転用許可申請です。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、譲受人の親族が入間市の市街化調整区域に20年以上居住していることから、同法第34条第12号・市条例第5条第1項第2号イに合致し、開発許可相当（同法第29条）と判断されております。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第4号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

農用地利用集積等促進計画の案により使用貸借権並びに賃貸借権の設定等を受けるものについて事務局から説明を受け、皆様からのご意見をいただいた後に、計画案に対する農業委員会の意見を集約したいと思います。

なお、議事参与の制限の規定により、中村勝雄委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(中村勝雄委員 退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

「議案第４号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１９条第３項の規定に基づき、借受申出案件（令和８年６月始期分）に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙１のとおり」でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。

別紙１の令和８年度第１回農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。

はじめに、１番と２番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和８年６月１日から令和１８年５月３１日までの１０年となります。

次に３番と４番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和８年６月１日から令和１３年５月３１日までの５年となります。

次に５番～１１番の設定する権利の種類は使用貸借並びに賃貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和８年６月１日から令和１３年５月３１日までの５年となります。

次に１２番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和８年６月１日から令和１３年５月３１日までの５年となります。

次に１３～１６番の設定する権利の種類は賃貸借。内容は茶畑として利用予定です。貸借期間は令和８年６月１日から令和１８年５月３１日までの１０年となります。なお、こちらの申請者については、概要についても説明いたします。農地の借受け希望者は、金融機関母体の法人が出資し、平成２７年３月に設立された農業法人です。法人としての年数は１０年程ではございますが、生産部門を取り仕切る役員は約２７年にわたり製茶経営に携わった経験者であり、茶の栽培や加工、地域の実情も熟知しております。製茶工場は金子地区内にあり、借入地までの所要時間は５分から１５分ほどでございます。

次に１７番～２０番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑並びに茶畑として利用予定です。貸借期間は１７番～１９番は令和８年６月１日から令和１８年５月３１日までの１０年、２０番は令和８年６月１日から令和１２年１０月３１日までの４年５か月となります。

借受けに際し、今後、農業者の高齢化や相続等により農地の管理に困る方等が懸念される中、市内の農地を守っていきたいと考えており、借受け希望者への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上でございます。

○議長

それでは、議案第4号の1番を議題といたしますが、1番と2番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、1番と2番を一括審議といたします。

担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員7番（上原和子君）

7番、上原です。

4月21日に、寺竹地区にある2筆の農地の状況を、三木推進委員とは別々に確認してまいりました。

借受人は、住所地並びに市内で1.0ヘクタール耕作している野菜農家です。農業従事者は1人となっていますが、大変な時は家族が手伝ってくれているそうです。

今回の申請地について、現在休耕地となっておりますが、今後は野菜畑として耕作する予定であり、農機具所有状況などから、借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

4月22日に、現地を確認しました。上原委員の説明のとおり、特に支障ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第４号の３番を議題といたしますが、３番と４番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、３番と４番を一括審議といたします。

担当９番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員９番（荻野実君）

９番、荻野です。議案第４号３番及び４番について、一括してご説明を申し上げます。

４月２０日に、宮寺地区にある２筆の農地の状況を、田中推進委員と一緒に確認してまいりました。

申請地は案内図のとおり、３番・４番ともに、西多摩郡瑞穂町に程近い宮寺地区の西端に位置し、農地が広がる区域となっております。両畑ともきれいに管理されておりました。

なお、申請地は３番・４番ともに利用権設定からの更新となります。

借受人は、市内で２．４ヘクタールほどの農地を耕作する認定農業者で、今後も引き続き野菜畑として耕作していくことに問題ないことを報告いたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

４月２０日、荻野委員と一緒に現地を確認しました。荻野委員の説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第４号の５番を議題といたしますが、５番から１１番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、５番から１１番を一括審議といたします。

担当６番、宮岡康光委員、説明を願います。

○農業委員 6 番（宮岡康光君）

6 番、宮岡です。議案第 4 号 5 番から 11 番についてご説明申し上げます。

4 月 21 日に、野田地区にある 7 筆の農地の状況を、大室推進委員と一緒に確認してまいりました。

借受人は、法人所在地及び市内で 1.1 ヘクタール以上耕作している農業法人です。

今回の申請地については現在野菜畑となっておりますが、今後も引き続き野菜畑として耕作する予定です。利用権設定からの更新手続きであり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

なお、本日欠席しております大室推進委員からも、特に問題ないとの連絡を受けております。付け加えてご報告申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第 4 号の 12 番を議題といたします。

担当 9 番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員 9 番（荻野実君）

9 番、荻野です。議案第 4 号 12 番についてご説明を申し上げます。

4 月 20 日に、宮寺地区にある 1 筆の農地の状況を、田中推進委員と一緒に確認してまいりました。

申請地は案内図のとおり、西多摩郡瑞穂町に程近い宮寺地区の西端に位置し、農地が広がる区域となっております。現在は、トラクターにより綺麗に耕うんされておりました。なお、申請地は利用権設定からの更新となります。

借受人は、市内で 1.8 ヘクタールほどの農地を耕作する基幹農家で、今後も野菜畑として耕作していくことに問題ないことを報告いたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

4月20日、萩野委員と一緒に現地を確認しました。萩野委員の説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第4号の13番を議題といたしますが、13番から16番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、13番から16番を一括審議といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。議案第4号15番についてご説明申し上げます。

4月22日に、金子上地区にある1筆の農地の状況を、的場推進委員と一緒に確認してまいりました。また、本日午前中に再度現地を確認してきましたが、不耕作であり、現時点では農地として適正に管理された状態とは認められないことを報告いたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

4月22日、野村委員と一緒に現地を確認しました。野村委員の説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長

次に、担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員4番（中島伸吉君）

4番、中島です。

4月22日に、金子下地区にある3筆、13番・14番・16番の農地の状況を、豊泉推進

委員とは別々に確認して参りました。

この3筆の農地について、13番・14番は管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないと思われますが、16番については、ほかの2筆とは管理状態が違っておりますので、しばらく様子を見たいと思う次第でございます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

4月25日に、現地を確認しました。中島委員から説明があったとおり、16番以外は支障ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第4号の17番を議題といたしますが、17番から20番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、17番から20番を一括審議といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第4号17番から20番について、一括してご説明を申し上げます。

4月23日に、宮寺地区にある4筆の農地の状況を、岩田推進委員とは別々に確認してまいりました。

現地は案内図のとおり、所沢市に程近い宮寺地区の東端に位置し、農地が広がる区域となっております。

17番・18番・19番については、以前は雑草の目立つ茶園でしたが、現在は改植をされるということで、綺麗に刈込みされておりました。

また20番については、昨年雑草が繁茂し休耕地のようになっておりましたが、現在は雑草も片付いており、昨日現地に行って確認したところ、トラクターにより耕うんされており

ました。

借受人は、市内で3.6ヘクタール程の農地を耕作している認定農業者です。

今回の申請地について、茶畑は改植して茶畑として、普通畑は野菜畑として引き続き耕作する予定であり、他に管理する農地も綺麗に管理されておりますことから、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告いたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

4月24日、現地を確認しました。荻野委員の説明のとおり、綺麗に管理されており、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま1番から20番までの説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願いいたします。

（荻野委員 挙手）

○農業委員9番（荻野実君）

16番について、ほかの農地と管理状況が違うというご説明がありましたが、違うというのはどのように違うのでしょうか。

○農業委員4番（中島伸吉君）

ご説明いたします。

16番に関しましては、今まで農地を利用されていた方が、改植した茶樹を燃すような場所として使われている感じです。この筆以外の農地については、今後で茶園利用されるかと思いますが、16番の農地については、今の状況では農地として速やかに使うことは難しいと思われますが、今後の耕作者の対応を見て判断したいと思っていますところ です。

○議長

ほかにごいませんか。

ほかにご意見等がないようでしたら、皆様からご意見をいただいた内容を、事務局にまとめていただき、確認したいと思います。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後2時51分

○議長

それでは、会議を再開いたします。

再開 午後2時52分

事務局より取りまとめた意見について、説明を願います。

○事務局

先程委員よりご指摘いただきました、15番・16番の筆について、意見の回答ができませんので今回は判断を見送り、それ以外の案件については特に支障ないかと思われますので、15番・16番を除いた議案に対して回答していただきたいと思います。

○議長

それでは、ただいま事務局の方から説明がございましたが、15番と16番の議案を除いた形で農業委員会としては、「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、15番と16番の議案を除いた形で、「特に意見なし」とすることに決定いたしました。

○事務局

補足させていただきます。今の15番・16番については、現時点では判断できないということで、農業振興課の方に伝えさせて頂き、来月の委員会までには是正して耕作可能な状況であれば、改めて案件として諮らせて頂ければと思います。もしできない場合については、何かしら手続きを借主側から行っていただく形で考えています。よろしくお願いします。

○議長

ここで、中村勝雄委員の退席を解除いたします。

(中村勝雄委員 着席)

次に、報告事項に入ります。

農地賃貸借合意解約については1件、農地法第3条の3の規定による届出については3件、同法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については2件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については8件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号、第3号、第4号のとおり報告がありました。

これで付議された議案はすべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午後2時56分